

○奈良県警察職員証取扱規程

(昭和54年4月3日本部訓令第9号)

[沿革] 平成10年11月本部訓令第17号、27年6月第10号、令和2年3月第4号、3年3月第9号改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良県警察職員（警察官、少年警察補導員及び交通巡視員並びに会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）に貸与する警察職員証（以下「職員証」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(制式)

第2条 職員証の制式は、別記様式第1号のとおりとする。

(貸与申請)

第3条 所属長は、職員証の貸与を必要とする事由が生じたときは、警察職員証貸与（交換）申請書（別記様式第2号）に被貸与者の写真1葉を添えて、警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）に貸与の申請をしなければならない。

(交換申請)

第4条 所属長は、職員証の交換を必要とする事由が生じたときは、警察職員証貸与（交換）申請書に写真1葉を添えて、施設装備課長に交換の申請をしなければならない。

(交付)

第5条 所属長は、前2条の規定により施設装備課長から職員証の交付を受けたときは、速やかに被貸与者に交付するとともに、警察職員証交付結果報告書（別記様式第2号の2）を作成し、交換を要する職員証がある場合には、これを添えて施設装備課長に送付しなければならない。

(取扱い上の遵守事項)

第6条 職員は、職員証の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に丁寧に取り扱い、遺失し、若しくは盗難にかかり又は損傷しないようにすること。
- (2) 公務上身分を明らかにする必要のあるほか、これを使用しないこと。
- (3) 理由のいかんを問わず、他人に貸与しないこと。

(取扱いの指導)

第7条 所属長は、随時、職員証を点検し、取扱いの適正を期するよう指導しなければならない。

(遺失等の報告)

第8条 職員は、職員証を遺失、盗難その他の事故により亡失し、又は損傷したときは、その日時、場所及び状況を遅滞なく所属長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、速やかにその状況を警察職員証亡失（損傷）事故報告書（別記様式第3号）によって警察本部長に報告しなければならない。

（返納）

第9条 職員は、奈良県警察職員の身分を失ったとき、又は亡失した職員証を発見したときは、直ちに当該職員証を所属長に返納しなければならない。

- 2 所属長は、職員証の返納を受けたときは、警察職員証返納書（別記様式第4号）を付して施設装備課長に返納しなければならない。

（貸与簿）

第10条 施設装備課長は、警察職員証貸与簿（別記様式第5号）を備え付け、職員証の貸与、交換又は返納の都度所要の事項を記録しておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和54年4月10日から施行する。

附 則 （平成10年11月27日本部訓令第17号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 （平成27年6月12日本部訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は平成27年6月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に貸与されている警察職員証については、この訓令により貸与されたものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の訓令による作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和2年3月10日本部訓令第4号）抄

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

（別記様式省略）